

[GRAPEVINE]

第48回 ASEV年次大会参加記7
Bulk Wine Importation Seminar 報告

Raymond Vineyard & Cellar Inc. (CA) 畠山 恒次

ASEV 年次総会初日午後のプログラムとして Technical Projects Committee Workshops があり、本年度は標題のセミナーが行われた。これは、ここ数年の米国ワイン市場の急激な拡大に伴い輸入バルクワインが著しく増加しているという現状、そしてさらにこの傾向が続くような見通しであることから組まれたプログラムである。

発表は、すでにバルクワインを輸入し、米国で販売した経験を持つ2つのワイナリーとブローカー、そして税関、アルコールタバコ火器局 (ATF) の担当者によって行われ、最後にディスカッションの場が持たれた。

ワイナリーからの発表者は各々の輸入元である、フランスと南アフリカのブドウ畑とワインメイキングの話にほとんど終始し、ややセミナーの趣旨からはずれた印象を持った。ブローカーはヨーロッパ、南米、南アフリカからの輸入状況を概説した。発表中特に時間を割いたのがチリで、現在は価格的にはカベルネ・ソーヴィニオンで\$1.4/L、メルローで\$1.6/Lと手頃なところで、品質には大きな問題はないと推奨していた。米国への輸出量は、96年/27万KL、97年/46万KL(予想)と増加しているが、チリでも米国同様赤ワインが不足傾向にある点がやや不安とのこと。また、東欧のワインは品質、価格的には問題ないが政治状況が不安定なため安定したビジネスは今のところ望めないと述べていた。

税関、ATFの担当者からはプラクティカルな手続き上の説明が行われたが、要するにアルコール度数によってクラス分けされた関税(\$1.07/ガロン:14%以下、\$1.57/ガロン:14~21%、スパークリングは\$3.4/ガロン)を払うこと、これらのクラスの異なるワインをブレンドしないことが義務づけられている以外に特に制約はなく、後は表示方法をATFの規定通りに行っていればよいということであった。

ディスカッションでは“IMPORTATION SEMINAR”にもかかわらず輸出関連、つまり、輸入バルクワインを米国で瓶詰め後輸出する場合についての質問が集中した。この場合、輸入時に納付した関税について還付が受けられるということ、そのワインの第3国への輸入時に必要な証明書については米国政府は関与せず、あくまでワインの原産国が発行したものが必要になるであろうということが強調されていた。第3国は特定の国名こそあがってはこなかったが、“ASIA”という想定ははっきりとなされていたのは興味深い。参加者の数は30名ほどで広い会場ががらんとしたセミナーであったが、米国ワインビジネスの国内生産、国内消費以外のもう一つ熱い側面を垣間見ることが出来た。
